

今回の  
講師

税理士法人 福岡中央会計 所長税理士  
瀬戸 英晴氏(せと ひではる)

中央大学法学部法律学科卒。1995年にアメリカ・ジョージワシントン大学MBA課程を修了し、2003年に税理士法人 福岡中央会計 所長へ就任。本業の税理業務の他、福岡を中心に研修や講演、執筆など広く活躍する。

"いつか"に役立つ知識を学ぶ。

**Biz Study**

Vol.06

Lesson: 新たな相続法を知る

## 約40年ぶりに大改正された 新しい相続法にどう取り組むか。

高齢化が進む社会に対応して平成30年に民法が改正された。それに伴い今年の1月から相続に関する法制度が大きく変わるという。改正における注目すべき大きな変更点について伺った。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題。日本人の約5人に1人が75歳以上という、超「超高齢社会」が目前に迫っている。医療や介護、福祉の問題とともに、高齢者層に遍在する財産を、将来にどうつなげるかも大きな課題だ。平成27年の相続法改正による基礎控除引き下げで相続税の納税者数は倍増しており、相続は身近な問題として留意しておくべきである。

### 自筆証書遺言を作成する 負担が大幅に軽減。

— 民法改正によって、どのような点が変わったのでしょうか？  
瀬戸 ます一つめは、自筆証書遺言の大幅な制度変更です。これまで自筆遺言はすべて手書きで行うこととされていましたが、今回の改正によって財産目録などはパソコンで作成してもよいことになりました。

— 遺言書作成の負担がずいぶん軽くなりましたね。  
瀬戸 財産が多岐にわたり、その評価が変動する場合には、遺言の内容を何度も書き直すという手間がかかっていました。このハードルが高いために遺言を書くのが先延ばしになってしまい、相続が「争続」に至るケースも多く見られたのです。  
— 負担軽減によって遺言書が作成しやすくなりましたね。

瀬戸 遺産分割協議で家族が揉めることは、被相続人にとっても本意ではないはず。今年の1月13日から施行された改正によって、いままでも腰の重かった方が自筆遺言に着手することも増えるでしょう。

— 遺言書はどのように保管すればよいでしょうか。  
瀬戸 高齢化の進展など社会経済情勢の変化を鑑みて、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、遺言書を法務局で保管する制度が今年の7月1日から始まりです。遺言書の改ざんや紛失の恐れがなくなることは、非常に大きなメリットです。自筆証書遺言をお考えの方は、ぜひ活用すべき制度だと思えます。

### 相続人でない親族の 貢献も評価される。

— 二つめの改正点は何ですか。  
瀬戸 被相続人の介護に貢献した人(長男の妻など)に対する優遇制度です。これにより介護の貢献を請求できなかった相続人でない親族が、今年の7月1日から「特別寄与料」として請求できるようになりました。  
— 財産を請求できる対象が広がったのですか。  
瀬戸 ただし「特別寄与料」を請求できる人は、「相続権を取得するわけではありません。法定相続人の数は変わらないので、基礎控除の算定額

も変わりません。昨年の税制改正大綱で「特別寄与料」に対しては「遺贈」と同様に2割増しの相続税が課税されることになりました。

— 税法的に手厚く保護されている訳ではないということですか。  
瀬戸 はい。介護する人の苦勞に報いたい思いがあるならば、生前に暦年贈与をして相続財産を減らすという方法も検討に値すると思います。

### 配偶者が住居や生活費を 確保しやすくなった。

— ほかに改正点がありますか。  
瀬戸 三つめは、「配偶者居住権」の創設などで、配偶者の権利を拡大する改正です。「配偶者居住権」とは、残された配偶者が自宅に終身住み続けることができる権利を指し、来年4月1日から自宅の所有権と分離して相続できるよつになります。

— 居住権と所有権を分離するのはなぜでしょうか。  
瀬戸 配偶者が評価の高い自宅を取得したために、法定相続分として残りの財産をわずしか請求できないケースが起り得るためです。しかし円満な親子関係であれば、配偶者の老後資金などを考慮して遺産分割を行うので、「配偶者居住権」の出番は少ないのではないのでしょうか。民法が保護しようとしているのは、ギスギスした利害対立関係のなかで無視されかねない

配偶者の生活する権利なのです。  
— 節税メリットはありますか。  
瀬戸 「配偶者居住権」は、その敷地部分の権利について居住用土地の評価を引き下げる特例を適用できるようになるようです。「配偶者居住権」を設定することで、二次相続(夫死亡)において相続財産の評価を引き下げるとともに、配偶者死亡時には「配偶者居住権」が消滅するので二次相続の相続税対策にもなります。

— 民法の改正を税制が後押ししてくれるのですか。  
瀬戸 しかし、相続後に配偶者が認知症になるケースも考えられます。自宅の売却資金で介護施設に入所すべき時にも、「配偶者居住権」が土地の登記簿に記載されるため売買はうまくいかないでしょう。節税メリットだけでなく、制約やデメリットについても十分な検討が必要です。

昭和55年以来約40年ぶりに相続法が大幅に見直された。この税制改正大綱で「配偶者居住権」の評価方法などが明らかにされ、節税策の提案なども活発に行われるだろう。ただし、配偶者の権利を守るという制度の趣旨から外れて節税目的に利用しようとする、大きな落とし穴が待っているかもしれない。  
超高齢社会に向けたさまざまな制度改正にアンテナを張り、専門家に相談しながら円満な相続に備えてほしい。

### 税理士法人 福岡中央会計

INFO

本部 / [住所]福岡市中央区天神5-7-3 福岡天神北ビル3F [電話]092-715-5551 北九州事務所 / [住所]北九州市小倉北区堺町1-9-6コンプレート堺町4F [電話]093-513-5553  
[受付時間]月～金 9:00～17:00(休日:土・日・祝日) [HP]http://www.fc-tax.com